



# 山形県公報

平成15年8月29日(金)  
第1470号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則.....(建築住宅課)...1019

### 告 示

指定居宅サービス事業者の指定.....(村山総合支庁福祉課)...1020  
同.....(置賜総合支庁福祉課)... 同  
指定居宅介護支援事業者の指定.....( 同 )... 同  
県道の供用の開始.....(村山総合支庁西村山総務建築課)...1021

### 公 告

平成15年度クリーニング師試験の実施.....(保健業務課)... 同  
大規模小売店舗の変更に係る市町村等の意見.....(商業振興課)... 同  
大規模小売店舗の変更の届出.....( 同 )...1022  
同.....( 同 )...1023  
同.....( 同 )...1024  
同.....( 同 )...1025  
同.....( 同 )...1026  
同.....( 同 )...1027  
特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....(最上総合支庁企画振興課)...1028  
県営住宅入居者の一般公募.....(最上総合支庁建築課)...1029  
特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....(置賜総合支庁企画振興課)...1031  
県営住宅入居者の一般公募.....(置賜総合支庁建築課)...1032  
包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表.....(監査委員)...1035  
監査の結果に基づき講じた措置の公表.....( 同 )...1036  
採用候補者名簿の失効.....(人事委員会)... 同  
一般競争入札の公告.....(病院事業局)... 同  
同.....( 同 )...1037  
特定調達契約に係る落札者の公告.....( 同 )...1039

### 正 誤

## 規 則

山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成15年8月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第62号

山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

山形県県営住宅条例施行規則(昭和37年4月県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第16条の3中「山形市」を「山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市」に、「村山市」を「村山市、長井市」に、「尾花沢市」を「尾花沢市、南陽市」に、「及び大石田町」を「、大石田町、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、立川町、余目町及び遊佐町」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

山形県告示第831号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成15年8月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地                | 事業所の名称及び所在地                       | 居宅サービスの<br>種類 | 指定年月日      |
|----------------------------------------|-----------------------------------|---------------|------------|
| 天童総合企画株式会社<br>天童市大字山元995番地の1           | げんきケアステーション<br>天童市天童中二丁目1番1号101   | 訪 問 介 護       | 平成15. 7. 3 |
| 有限会社はなまる<br>山形市馬見ヶ崎三丁目15番4号            | はなまるケアサービスセンター<br>山形市馬見ヶ崎三丁目15番4号 | 福 祉 用 具 貸 与   | 同 7.17     |
| 有限会社タイヨウ<br>山形市前田町14番地5                | ソーレ江俣<br>山形市江俣一丁目9番15号            | 短期入所生活介護      | 同 8. 5     |
| マウンテンリバーコーポレーション有限会社<br>山形市城西町二丁目1番20号 | サポート21<br>山形市桧町二丁目6番1号            | 訪 問 介 護       | 同 8.13     |
| 株式会社白樺<br>山形市久保田三丁目5番24号               | 訪問介護事業所しらかば<br>山形市久保田三丁目5番24号     | 訪 問 介 護       | 同          |

山形県告示第832号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成15年8月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地         | 事業所の名称及び所在地                                | 居宅サービスの<br>種類                     | 指定年月日      |
|---------------------------------|--------------------------------------------|-----------------------------------|------------|
| 株式会社ニチイ学館<br>東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 | アイリスケアセンター西米沢<br>米沢市成島町二丁目1番110-16号        | 訪 問 介 護<br>通 所 介 護<br>福 祉 用 具 貸 与 | 平成15. 8. 7 |
| 有限会社セスナー<br>南陽市宮内778番地1号        | 竹とんぼ<br>米沢市万世町桑山4623番地                     | 通 所 介 護                           | 同 8.19     |
| 株式会社サン十字<br>米沢市大町四丁目6番6号        | 株式会社サン十字訪問入浴介護サービス<br>高畠<br>東置賜郡高畠町大字高畠542 | 訪 問 入 浴 介 護                       | 同 8.20     |

山形県告示第833号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成15年8月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地             | 事業所の名称及び所在地                         | 指定年月日    |
|---------------------------------|-------------------------------------|----------|
| 株式会社ニチイ学館<br>東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 | アイリスケアセンター西米沢<br>米沢市成島町二丁目1番110-16号 | 平成15.8.7 |

## 山形県告示第834号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成15年8月29日から同年9月11日まで縦覧に供する。

平成15年8月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 寒河江西川線
- 2 供用開始の区間 西村山郡西川町大字間沢字金畑248番2から  
同 278番2まで
- 3 供用開始の期日 平成15年9月3日

## 公 告

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定により、平成15年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成15年8月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 試験の日時及び場所

| 区 分     | 日 時                      | 場 所                 |
|---------|--------------------------|---------------------|
| 学 科 試 験 | 平成15年11月5日(水)<br>午前10時から | 山形市十日町一丁目6番6号 村山保健所 |
| 実 技 試 験 | 同<br>午後0時30分から           | 同                   |

## 2 受験手続

受験願書を平成15年9月29日(月)から10月3日(金)までの間に住所地を所管する総合支庁保健福祉環境部生活衛生課(最上総合支庁にあっては保健福祉環境部保健企画課)に提出すること。ただし、県外居住者にあっては、山形市松波二丁目8番1号山形県健康福祉部保健薬務課に提出すること(郵送による提出の場合は、平成15年10月3日(金)までの消印のあるものに限り有効とする。)

## 3 その他

詳細については、各総合支庁保健福祉環境部生活衛生課(最上総合支庁にあっては、保健福祉環境部保健企画課)又は山形県健康福祉部保健薬務課(電話023(630)2329)に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により酒田市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに酒田市役所において平成15年9月29日まで縦覧に供する。

平成15年8月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ東大町店  
酒田市東大町三丁目36番3外

## 2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日

平成15年 4月 8日

## 3 意見の概要

意見なし

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに東根市役所において平成15年12月29日まで縦覧に供する。

平成15年 8月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャスコ新東根ショッピングセンター

東根市大字東根甲7420番地 5

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

代表執行役 岡田 元也

## 3 変更する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

| 小売業を行う者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考               |
|---------|---------|---------|-------------------|
| イオン株式会社 | 午前 9 時  | 午後 11 時 | 年間 1 日は開店時刻午前 8 時 |

(変更後)

| 小売業を行う者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考 |
|---------|---------|---------|-----|
| イオン株式会社 | 終日営業    |         |     |

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時から午後 11 時 30 分まで。ただし、年間 1 日は午前 7 時から午後 11 時 30 分まで

(変更後) 終 日

## (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 6 時から午後 11 時まで

(変更後) 午前 5 時から午後 10 時まで

## 4 変更年月日

平成15年 8月21日

## 5 届出年月日

平成15年 8月11日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成15年12月29日までに知事に提出することができる。

## (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

## (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

## (3) 意見

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに天童市役所において平成15年12月29日まで縦覧に供する。

平成15年 8月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

天童ショッピングセンター

天童市楸ノ町土地区画整理事業地内17街区3番外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

代表取締役 反田 悦生

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 原 田 昭 彦 |

(変更後)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 反 田 悦 生 |

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称           | 住 所                   | 代表者の氏名  |
|---------------|-----------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号    | 原 田 昭 彦 |
| 株式会社 ツ ル ハ    | 北海道札幌市東区北24条20丁目1番24号 | 鶴 羽 樹   |
| そ の 他 は 未 定   |                       |         |

(変更後)

| 名 称           | 住 所                   | 代表者の氏名  |
|---------------|-----------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号    | 反 田 悦 生 |
| 株式会社 ツ ル ハ    | 北海道札幌市東区北24条20丁目1番24号 | 鶴 羽 樹   |
| そ の 他 は 未 定   |                       |         |

4 変更年月日

平成15年 5月13日

5 届出年月日

平成15年 8月11日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成15年12月29日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに天童市役所において平成15年12月29日まで縦覧に供する。

平成15年 8月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

天童ショッピングセンター

天童市楸ノ町土地区画整理事業地内17街区 3 番外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目 6 番25号

代表取締役 反田 悦生

## 3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

| 小売業を行う者       | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考                                   |
|---------------|---------|---------|---------------------------------------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 午前 9 時  | 午前 0 時  | 年間 5 日は開店時刻午前 6 時30分、年間30日は開店時刻午前 8 時 |

(変更後)

| 小売業を行う者       | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考 |
|---------------|---------|---------|-----|
| マックスバリュ東北株式会社 | 終日営業    |         |     |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時30分から午前 0 時30分まで。ただし、年間 5 日は午前 6 時から午前 0 時30分まで、年間30日は午前 7 時30分から午前 0 時30分まで

(変更後) 終 日

## 4 変更年月日

平成15年 8月12日

## 5 届出年月日

平成15年 8月11日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成15年12月29日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
 (3) 意見

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに河北町役場において平成15年12月29日まで縦覧に供する。

平成15年 8月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 マックスバリュ河北店  
 西村山郡河北町谷地中央四丁目8番地の5外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 有限会社タミヤ企画 西村山郡河北町谷地中央四丁目8番地の5  
 代表取締役 田宮 幸枝

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 (変更前)

| 名 称        | 住 所                 | 代表者の氏名  |
|------------|---------------------|---------|
| 有限会社 タミヤ企画 | 西村山郡河北町谷地中央四丁目8番地の5 | 田 宮 寅 吉 |

(変更後)

| 名 称        | 住 所                 | 代表者の氏名  |
|------------|---------------------|---------|
| 有限会社 タミヤ企画 | 西村山郡河北町谷地中央四丁目8番地の5 | 田 宮 幸 枝 |

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 (変更前)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名    |
|---------------|--------------------|-----------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 原 田 昭 彦   |
| 有限会社 ベ に ば な  | 西村山郡河北町谷地辛123番     | 高 橋 佳 太 郎 |

(変更後)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名    |
|---------------|--------------------|-----------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 反 田 悦 生   |
| 有限会社 ベ に ば な  | 西村山郡河北町谷地辛123番     | 高 橋 佳 太 郎 |

4 変更年月日

- (1) 3の(1)に掲げる事項  
 平成14年10月10日
- (2) 3の(2)に掲げる事項

平成15年 5月13日

## 5 届出年月日

平成15年 8月11日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成15年12月29日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに東根市役所において平成15年12月29日まで縦覧に供する。

平成15年 8月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

東根北ショッピングセンター

東根市温泉町三丁目3番6号

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

松岡商事株式会社 村山市楯岡五日町6番33号

代表取締役 松岡 茂暎

マックスパリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

代表取締役 反田 悦生

## 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

| 名 称             | 住 所                | 代表者の氏名  |
|-----------------|--------------------|---------|
| 松 岡 商 事 株 式 会 社 | 村山市楯岡五日町6番33号      | 松 岡 茂 暎 |
| マックスパリュ東北株式会社   | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 原 田 昭 彦 |

（変更後）

| 名 称             | 住 所                | 代表者の氏名  |
|-----------------|--------------------|---------|
| 松 岡 商 事 株 式 会 社 | 村山市楯岡五日町6番33号      | 松 岡 茂 暎 |
| マックスパリュ東北株式会社   | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 反 田 悦 生 |



(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称           | 住 所                   | 代表者の氏名  |
|---------------|-----------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号    | 原 田 昭 彦 |
| 株式会社 ツルハ      | 北海道札幌市東区北24条20丁目1番24号 | 鶴 羽 樹   |

## (変更後)

| 名 称           | 住 所                   | 代表者の氏名  |
|---------------|-----------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号    | 反 田 悦 生 |
| 株式会社 ツルハ      | 北海道札幌市東区北24条20丁目1番24号 | 鶴 羽 樹   |

## 4 変更年月日

平成15年5月13日

## 5 届出年月日

平成15年8月11日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成15年12月29日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに村山市役所において平成15年12月29日まで縦覧に供する。

平成15年8月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ村山店

村山市大字河島字碓178番1外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

代表取締役 反田 悦生

## 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 原 田 昭 彦 |

（変更後）

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 反 田 悦 生 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 原 田 昭 彦 |
| ジャスフォート株式会社   | 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地  | 本 田 進   |

（変更後）

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 反 田 悦 生 |
| ジャスフォート株式会社   | 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地  | 本 田 進   |

4 変更年月日

平成15年5月13日

5 届出年月日

平成15年8月11日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成15年12月29日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成15年8月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 申請のあった年月日

平成15年8月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- (1) 名 称  
特定非営利活動法人 くれよんはうす
- (2) 代表者の氏名  
齊藤 千恵子
- (3) 主たる事務所の所在地  
山形県新庄市金沢1439番地22

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ児童に対してデイサービスを行うことにより、児童の持つ能力を伸ばし、日常生活での自立、集団生活に適応することができるよう指導・訓練するとともに、家族が安心して就労できるようにする。その為にセミナー活動を通し研鑽を重ねる。又、関係機関と連携しながら、地域社会が障害児（者）への理解を深め、共に生きる社会の実現を目指すことに寄与することを目的とする。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成15年8月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 県営住宅の名称等

| 名 称                         | 所 在 地            | 規 格   |                     | 公 募<br>戸 数 | 区 分 | 家 賃                     |                                        |                                        |                                        |                                        | 敷 金         | 摘 要 |                                        |
|-----------------------------|------------------|-------|---------------------|------------|-----|-------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|-------------|-----|----------------------------------------|
|                             |                  | 住宅形式  | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積 |            |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を<br>超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を<br>超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を<br>超え200,000円<br>以下の者 | 収入が200,000円<br>を<br>超え238,000円<br>以下の者 |             |     | 収入が238,000円<br>を<br>超え268,000円<br>以下の者 |
| 県営若葉東アパ<br>ート3号棟(342<br>号室) | 新庄市金沢1496<br>- 1 | 3 D K | 平方メートル<br>54.6      | 1          | 一般用 | 円<br>14,900             | 円<br>18,100                            | 円<br>21,500                            | 円<br>24,800                            | 円<br>30,900                            | 円<br>35,900 |     |                                        |

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円(その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別頂症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成15年9月1日(月)から9月5日(金)まで(ただし、郵送の場合は、平成15年9月5日(金)までの消印のあるものに限り有効とする。)

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 最上総合支庁建設部建築課

## 5 入居の時期 平成15年10月初旬

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成15年8月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 申請のあった年月日

平成15年 8月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人 フラワー長井線をつなぐ会

(2) 代表者の氏名

平田 元昭

(3) 主たる事務所の所在地

山形県長井市栄町 1 番10号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、沿線住民、団体、企業に対して、鉄道利用を促進する活動を行うことにより、「フラワー長井線」の存続、鉄道のもつ地域資源として意義の普及、並びに地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成15年 8月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 県営住宅の名称等

| 名称            | 所在地             | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                       |                                        |                                        | 敷金     | 摘要     |                                        |                                        |
|---------------|-----------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|---------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|--------|--------|----------------------------------------|----------------------------------------|
|               |                 | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が23,000円<br>を<br>超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を<br>超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を<br>超え200,000円<br>以下の者 |        |        | 収入が200,000円<br>を<br>超え238,000円<br>以下の者 | 収入が238,000円<br>を<br>超え268,000円<br>以下の者 |
| 県営関口アパ<br>ト2号 | 南陽市宮内352<br>- 3 | 2DK  | 57.3                          | 3    | 一般用 | 19,900                  | 24,200                                | 28,600                                 | 33,000                                 | 38,100 | 43,800 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額               | 单身可                                    |
| 同             | 同               | 3DK  | 68.3                          | 2    | 同   | 23,800                  | 28,800                                | 34,100                                 | 39,400                                 | 45,500 | 52,200 |                                        |                                        |
| 同             | 同               | 同    | 68.6                          | 3    | 同   | 23,900                  | 29,000                                | 34,300                                 | 39,500                                 | 45,700 | 52,400 |                                        |                                        |

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円(その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合
- (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
  - a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
  - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
  - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成15年9月11日から同月18日まで(ただし、郵送の場合は、平成15年9月18日までの消印のあるものに限り有効とする。)
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 置賜総合支庁建設部建築課

## 5 入居の時期 平成15年11月上旬



地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、山形県知事から平成14年5月22日公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成15年 8月29日

山形県監査委員 鈴 木 正 法  
 山形県監査委員 広 谷 五郎左工門  
 山形県監査委員 櫻 井 薫  
 山形県監査委員 濱 田 宗 一

| 外部監査<br>実施機関名 | 監 査 結 果                                                                                                                                                                    | 措 置 の 内 容                                                                                  |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 財団法人山形県企業振興公社 | <p>【工業技術力整備機械貸与事業特別会計】<br/>                     仮払金の処理について<br/>                     割賦設備の預り保証金のうちの消費税分は、仮払金でなく租税公課として経理処理すべきであった。(12年度分2,125千円)</p>                        | <p>平成14年3月の理事会の平成13年度補正予算において、仮払金を減額し租税公課として計上した。</p>                                      |
| 財団法人山形県企業振興公社 | <p>【下請振興事業特別会計】<br/>                     広域商談会の会計処理について<br/>                     広域商談会開催事業の補助対象事業外の部分(参加者の宿泊等負担金)が下請振興事業特別会計の中で経理されていない。554千円の残高があるが、収支を当該会計に含めるべきである。</p> | <p>平成14年3月の理事会の平成13年度補正予算から下請振興事業特別会計に組み入れ会計処理した。</p>                                      |
| 財団法人山形県企業振興公社 | <p>【中小商業活性化基金事業特別会計】<br/>                     償還金の経理手続きについて<br/>                     12年度末に13億円を県に償還するにあたり、当該金額の基金取崩及び借入金返済を収支決算書に織り込まなかったため、借入金残高等が前年度と整合性が取れていない。</p>    | <p>今後適正な処理に努めることとした。(平成13年度末に6億円を償還し、本基金は終了した。)</p>                                        |
| 財団法人山形県企業振興公社 | <p>【生物ラジカル研究所事業特別会計】<br/>                     正味財産の補填について<br/>                     正味財産が122,000千円のマイナスであり、今後その補填が必要となる。</p>                                                | <p>平成14年度において、ライフサポートテクノロジー振興基金の取崩しにより、研究資金借入金の未返済分全額の返済を完了した。</p>                         |
| 財団法人山形県企業振興公社 | <p>【一般会計】<br/>                     価値の低下した有価証券の処理について<br/>                     公社が保有する(株)A社の1億円の株式については、会社の自己資本の状態から、相応の評価減を行う会計処理が必要であった。</p>                             | <p>(株)A社は、平成13年6月に解散し、10月に精算金354万円余りの分配があったので、平成14年3月の理事会の平成13年度補正予算において、除却等適切な処理を行った。</p> |
| 財団法人山形県企業振興公社 | <p>【一般会計】<br/>                     雑収入の計上漏れについて<br/>                     出版物(ビジネスサポートハンドブック)の167千円の収入が計上漏れとなっている。</p>                                                      | <p>平成14年3月の理事会の平成13年度補正予算で、その他収入として手続きを行った。</p>                                            |

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、山形県教育委員会委員長から、平成15年5月2日公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成15年8月29日

山形県監査委員 鈴木正法  
 山形県監査委員 広谷 五郎左工門  
 山形県監査委員 櫻井 薫  
 山形県監査委員 濱田 宗一

| 監査対象機関    | 指摘事項                                                                        | 措置の内容                                                                                                                             |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山形工業高等学校  | ア 授業料減免の手続きが適正に行われていないものがある。<br>イ 県証紙収入において、証紙の貼付が無いもの及び証紙の消印がなされていないものがある。 | ア 授業料減免申請に必要な書類の早期提出の呼びかけを徹底し、事務処理においても相互チェックの徹底を図ります。<br>イ 県証紙に係る事務について、申請書提出における証紙貼付の確認や消印の押印漏れの防止など事務処理の適正化に努め、相互チェックの徹底を図ります。 |
| 山形南高等学校   | 授業料に係る調定手続きが著しく遅延しているものがある。                                                 | 今後は授業料の調定事務の適正化に努め、調定遅れのないように十分注意してまいります。                                                                                         |
| 新庄工業高等学校  | 業務委託契約において、予定価格を超える金額で契約しているものがある。                                          | 予定価格書の内容確認を徹底し、契約事務のチェック体制を強化してまいります。                                                                                             |
| 米沢興譲館高等学校 | 旅費の支給及び返納事務が遅延しているものがある。                                                    | 旅行何いの早期提出、出張に関する開催通知等の添付、復命書の確認などについて、複数職員での点検・確認を徹底してまいります。                                                                      |

山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)第33条第1項第2号の規定により、平成14年8月19日に確定した平成14年度山形県職員採用上級試験の採用候補者名簿を平成15年8月26日をもって失効させた。

平成15年8月29日

山形県人事委員会  
 委員長 古澤 茂 堂

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、人工心肺装置の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年8月29日

山形県立日本海病院長 亀山 仁一

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形県酒田市あきほ町30番地 山形県立日本海病院 2階会議室
- (2) 日 時 平成15年10月9日(木) 午前10時30分

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 人工心肺装置 一式

- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 納入期限 平成16年1月23日(金)
  - (4) 納入場所 山形県立日本海病院
  - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
- (1) 特定調達契約に係る競争入札参加者の資格に関する公告(平成15年1月24日付け山形県公報第1409号)により公示された資格を有すること。
  - (2) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る製造実績又は納入実績があることを証明できること。
  - (3) 当該調達に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形県酒田市あきほ町30番地 山形県立日本海病院医事経営課用度係 電話番号 0234(26)2001
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。
- 7 落札者の決定の方法
- 山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) 公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書、その他必要な書類(以下「証明書等」という。)を平成15年9月30日(火)までに山形県立日本海病院医事経営課用度係に提出すること。この場合において、証明書等を提出した者は、開札日の前日までに証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
  - (3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Artificial heart and lung machine Quantity: 1
  - (2) Time-limit for tender: 10:30 A.M. October 9, 2003
  - (3) Contact point for the notice: Management Division, Nihonkai Prefectural Hospital, 30 Akiho-cho, Sakata-shi, Yamagata-ken, 998-8501 Japan TEL 0234-26-2001

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、磁気共鳴断層撮影装置の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年8月29日

山形県立日本海病院長 亀 山 仁 一

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形県酒田市あきほ町30番地 山形県立日本海病院2階会議室
- (2) 日 時 平成15年10月9日(木) 午前11時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 磁気共鳴断層撮影装置 一式
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成16年2月20日(金)
- (4) 納入場所 山形県立日本海病院
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 特定調達契約に係る競争入札参加者の資格に関する公告(平成15年1月24日付け山形県公報第1409号)により公示された資格を有すること。
- (2) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る製造実績又は納入実績があることを証明できること。
- (3) 当該調達に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (4) 9の(1)により提出された製作仕様書により、基本仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐えうることが証明できること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形県酒田市あきほ町30番地 山形県立日本海病院医事経営課用度係 電話番号 0234(26)2001

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

## 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

## 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

- (1) 公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書、製作仕様書その他必要な書類(以下「製作仕様書等」という。)を平成15年9月30日(火)までに山形県立日本海病院医事経営課用度係に提出すること。この場合において、製作仕様書等を提出した者は、開札日の前日までに製作仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

## 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Magnetic Resonance Imaging System Quantity: 1
- (2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. October 9, 2003
- (3) Contact point for the notice: Management Division, Nihonkai Prefectural Hospital, 30 Akiho-cho, Sakata-shi, Yamagata-ken, 998-8501 Japan TEL 0234-26-2001

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、これらの落札に係る調達は、1994年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年 8月29日

山形県立新庄病院長 中 嶋 凱 夫

- 1 (1) 落札に係る物品等の名称及び数量  
CR型一般撮影装置 一式
- (2) 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立新庄病院医事経営課  
山形県新庄市若葉町12番55号 電話番号0233(22)5525
- (3) 落札者を決定した日 平成15年 8月 1日
- (4) 落札者の氏名及び住所  
アジア株式会社 山形県山形市あこや町一丁目 5 番10号
- (5) 落札金額 33,075,000円
- (6) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- (7) 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則第3条の公告を行った日 平成15年 6月20日
- 2 (1) 落札に係る物品等の名称及び数量  
フラットパネルディテクタ 一式
- (2) 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立新庄病院医事経営課  
山形県新庄市若葉町12番55号 電話番号0233(22)5525
- (3) 落札者を決定した日 平成15年 8月 1日
- (4) 落札者の氏名及び住所  
東北医療機器株式会社 山形県山形市蔵王成沢442番地の 2
- (5) 落札金額 61,950,000円
- (6) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- (7) 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則第3条の公告を行った日 平成15年 6月20日

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号  | ページ | 行     | 誤                   | 正                                                           |
|------------|-------------|-----|-------|---------------------|-------------------------------------------------------------|
| 平成13. 3.30 | 号外(16)      | 13  | 下から 5 | 「別に定めるもの」           | 「別に定めるもの」に、「1,000万円超」を「2,000万円超」                            |
| 同          | 4. 1 号外(42) | 18  | 8     |                     | 目次中「第7章 記録(第26条)」を「第7章 記録(第26条) 第8章 法定自主検査(第27条・第28条)」に改める。 |
| 平成15. 4.11 | 第1430号      | 511 | 8     | 病院事業管理規程            | 県病院事業管理規程                                                   |
| 同          | 7.29 第1461号 | 942 | 20    | 平成15年4月病院事業管理規程第25号 | 平成15年3月県病院事業管理規程第3号                                         |

平成15年 8月29日印刷  
平成15年 8月29日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056